

平成29年度 行政監査実施結果

平成29年度行政監査について実施した結果は、次のとおりであった。

第1 監査のテーマと目的

1 監査のテーマ

マイナンバーに係る事務処理は、適正に行われているか。

2 監査の目的

マイナンバー制度は、平成28年1月から社会保障・税・災害対策の分野において利用が開始され、平成29年7月から、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携（以下「情報連携」という。）の試行運用が、平成29年11月以降、情報連携の本格運用が順次開始された。

マイナンバー制度は、行政事務の処理において、個人又は法人その他の団体に関する情報の管理を一層効率化するとともに、当該事務の対象となる者を特定する簡易な手続を設けることによって、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資すること等を基本理念としているが、取得したマイナンバーを含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）については、法令に定められた範囲を超えて利用され、又は漏えいすることがないように、適正に管理されなければならない。

昨年度は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）第9条第1項又は第2項に規定された個人番号利用事務を対象として監査を行い、不適切な事務処理の内容と課題を明らかにした。

今年度においては、昨年度に引き続きマイナンバー制度について、情報連携開始後の個人番号利用事務の取扱いの確認、昨年度の監査結果を踏まえたフォローアップ及び制度導入の効果の検証を行うことと併せて、番号利用法第9条第3項に規定された個人番号関係事務の取扱いの確認を行い、問題点や課題を整理することにより、適正な事務の執行及び効率的な運営の確保に資することを監査の目的とする。

※試行運用：平成29年7月18日以降において、情報連携による処理を行う際、従前どおりの書類の提出も求め、事務処理を並行して実施する運用

※個人番号利用事務：番号利用法第9条第1項及び第2項に規定された、県が保有する個人情報を効率的に検索・管理するため、マイナンバーを利用して処理する事務（以下「利用事務」という。）

※個人番号関係事務：番号利用法第9条第3項に規定された、他の行政機関等において事務処理に利用するマイナンバーを、給与支払者等として県が取得し、書面等により提出する事務（以下「関係事務」という。）

第2 監査の実施状況

1 監査の実施期間

(1) 利用事務 平成29年12月8日から平成30年1月15日

(2) 関係事務 平成29年4月19日から平成30年1月31日

2 監査の着眼点

(1) 利用事務

- ① 情報連携開始後の利用事務における特定個人情報の取扱い（利用等）は、適正に行われているか。
- ② 制度とその運用に関する情報提供や周知は、適切に行われているか。
- ③ マイナンバー制度導入により、県民の利便性の向上や行政運営の効率化は図られているか。

(2) 関係事務

- ① 特定個人情報の取扱い（保管等）は、適正に行われているか。

3 監査の実施方法

【利用事務】

(1) 監査対象事務

利用事務のうち、平成29年7月からの試行運用開始時点において、マイナンバーの取扱いが開始されていた次の事務を監査対象とした。（表1）

NO	事務名	所管所属	番号利用法第9条関係 別表第一対応番号及び法律等
1	地方税及び地方人特別税に関する事務	税務課	16 地方税法その他の地方税に関する法律
2	生活保護関係事務	福祉保健総務課	15 生活保護法
3	戦傷病者戦没者遺族等援護法に関する事務	国保援護課	20 戦傷病者戦没者遺族等援護法
4	未帰還者留守家族等援護法に関する事務	国保援護課	21 未帰還者留守家族等援護法
5	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法に関する事務	国保援護課	40 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法
6	戦傷病者特別援護法に関する事務	国保援護課	42 戦傷病者特別援護法
7	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に関する事務	国保援護課	48 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法
8	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法に関する事務	国保援護課	50 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法
9	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法に関する事務	国保援護課	53 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法
10	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務	国保援護課	63 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
11	里親の申請及び登録に係る事務	子育て支援課	07 児童福祉法
12	費用の徴収及び負担能力の認定に係る事務(児童福祉施設(自立援助ホーム及びファミリーホームを含む)及び里親に係る事務)	子育て支援課	07 児童福祉法
13	助産及び母子生活支援の実施	子育て支援課	09 児童福祉法
14	児童扶養手当の支給に関する事務	子育て支援課	37 児童扶養手当法
15	母子父子寡婦福祉資金貸付・債権管理事務	子育て支援課	43 母子及び父子並びに寡婦福祉法
16	ひとり親家庭等日常生活支援事業関係事務	子育て支援課	44 母子及び父子並びに寡婦福祉法
17	母子家庭自立支援給付金等給付事務	子育て支援課	45 母子及び父子並びに寡婦福祉法
18	障害児入所給付費等の支給に関する事務	障害福祉課	07 児童福祉法
19	身体障害者手帳の交付に関する事務	障害福祉課	11 身体障害者福祉法
20	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付及び費用の徴収に関する事務	障害福祉課	14 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
21	特別児童扶養手当の支給に関する事務	障害福祉課	46 特別児童扶養手当等の支給に関する法律
22	障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する事務	障害福祉課	47 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律
23	自立支援医療費(精神通院医療)の給付に関する事務	障害福祉課	84 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
24	小児慢性特定疾病医療費の支給事務	健康増進課	07 児童福祉法
25	予防接種の実施に関する事務	健康増進課	10 予防接種法
26	感染症法における入院勧告措置費用負担・療養費の支給に関する事務	健康増進課	70 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
27	特定医療費の支給事務	健康増進課	98 難病の患者に対する医療に関する法律
28	療育の給付事務	健康増進課	07 児童福祉法

29	公営住宅の管理に関する事務	建築住宅課 住宅対策室	19 公営住宅法
30	特定優良賃貸住宅の管理に関する事務	建築住宅課 住宅対策室	61-2 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律
31	特別支援学校就学奨励事務	高校改革・特別支援教育課	26 特別支援学校への就学奨励に関する法律
32	生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務	福祉保健総務課	山梨県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
33	山梨県国家資格等取得応援給付金の支給に関する事務	子育て支援課	山梨県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
34	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務	高校改革・特別支援教育課	山梨県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(2) 実施方法

表1に記載する事務の所管所属及び取扱所属（以下この項及び第4の1において単に「所属」という。）合計18所属に対し、行政監査調書の提出を求め書面監査を行うとともに、調書の回答を基に9所属に対して、実地監査により関係職員への質疑等を行い、状況を確認した。なお、行政監査調書については、次の法令等に基づき作成した。

- ・番号利用法（平成25年法律第27号）
- ・国の個人情報保護委員会が策定した「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」（行政機関等・地方公共団体等編）（以下「ガイドライン」という。）
- ・「知事が保有する特定個人情報の保護に係る事務取扱要領」（平成28年1月1日施行）（以下「要領」という。）
- ・「マイナンバー制度開始に伴う『個人番号利用事務』及び『個人番号関係事務』に係る特定個人情報の適正な取扱いについて（通知）」（平成27年12月3日付け私文第4118号）及び「平成28年度特定個人情報の管理の状況に係る監査の実施結果及び特定個人情報の適正な取扱いについて（通知）」（平成29年3月31日付け行管第2252号）（以下「通知」という。）

	所 属	書面監査	実地監査
総務部	税務課	○	
	総合県税事務所	○	
福祉保健部	福祉保健総務課	○	
	国保援護課	○	
	子育て支援課	○	○
	障害福祉課	○	○
	健康増進課	○	○
	中北保健福祉事務所	○	
	中北保健福祉事務所峡北支所	○	
	峡東保健福祉事務所	○	
	峡南保健福祉事務所	○	○
	富士・東部保健福祉事務所	○	○
	中央児童相談所	○	○
	都留児童相談所	○	○
	障害者相談所	○	○
	精神保健福祉センター	○	○
県土整備部	建築住宅課住宅対策室	○	
教育庁	高校改革・特別支援教育課	○	
	合計（所属数）	18	9

【関係事務】

(1) 監査対象事務

平成28年度に取り扱った関係事務を監査対象とした。

(2) 実施方法

定例監査の予備監査実施時に、247の関係事務の取扱所属に対し、関係職員への質疑等を行い、状況を確認した。

知事部局(137)、企業局(6)、議会事務局(1)、教育庁(59)、人事委員会事務局(1)、監査委員事務局(1)、労働委員会事務局(1)、警察本部(41)

第3 山梨県における特定個人情報保護対策

山梨県における特定個人情報保護対策の状況は、次のとおりである。

1 要領等による事務処理の実施

知事部局においては、平成28年1月に要領が施行されたが、施行に当たって、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、ガイドラインに基づいて組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置及び技術的安全管理措置を定めている。県の他機関においても、知事部局と同様の事務取扱要領等を定めている。

2 特定個人情報保護に向けた取組

(1) 組織体制

ガイドラインでは、地方公共団体等は、特定個人情報の安全管理措置を講じるための組織体制を整備するとされており、知事部局及びその他の機関においては、特定個人情報の管理を総括する総括責任者を、また、特定個人情報を取り扱う所属に保護責任者を設置し、特定個人情報を適切に管理するための組織体制を整備している。

また、ガイドラインに基づいて、監査責任者を設置し、特定個人情報の管理の状況について、定期又は随時に、点検又は監査を行い、その結果を総括責任者に報告することとしている。

(2) 職員への周知状況等

- ・平成27年11月 担当者説明会を開催
- ・平成27年12月 通知により留意点を周知
- ・平成28年10月 職員ポータルによるマイナンバー制度の研修を実施
- ・平成29年 3月 通知により留意点の追加を周知
- ・平成29年 8月 通知により留意点の追加を周知
- ・平成29年10月 職員ポータルによるマイナンバー制度の研修を実施
- ・平成29年度 総務省が実施したe-ラーニングによる研修を、すべての利用事務担当者が受講

(3) 情報連携に係るセキュリティ対策

情報連携の運用に当たっては、専用端末を利用できる者を限定し、利用事務担当者ごとに取り扱う特定個人情報の範囲を限定するため、ICカードとID・パスワード

ードによるアクセス制御を行い、また、情報連携のシステムについては、インターネット環境などから遮断された状態で運用管理し、特定個人情報のデータが、外部にそのままの形で流出しないよう厳重なセキュリティ対策を講じている。

第4 監査の結果及び意見

1 利用事務における特定個人情報の取扱いについて

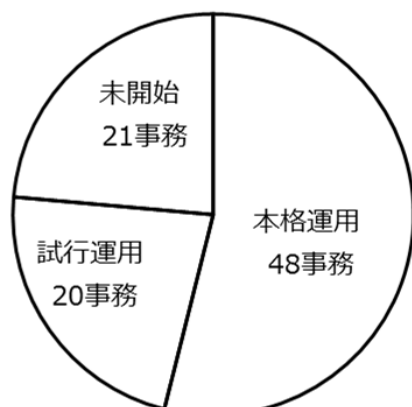
(1) 情報連携の状況

利用事務は、18所属延べ89事務で取り扱い、情報連携については、本格運用が13所属延べ48事務、試行運用が9所属延べ20事務、未開始が6所属延べ21事務であった。

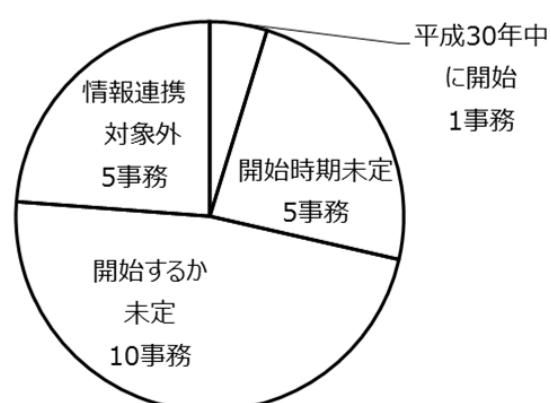
(所属数、事務数)

No	所 属	取扱利用 事務数	情報連携の状況					
			本格運用	試行運用	未開始			
1	税務課	1	○	1				
2	総合県税事務所	6					○	6
3	福祉保健総務課	2	○	2				
4	国保援護課	8	○	1			○	7
5	子育て支援課	8	○	7			○	1
6	障害福祉課	6	○	4	○	2		
7	健康増進課	5	○	2	○	2	○	1
8	中北保健福祉事務所	9	○	6	○	3		
9	中北保健福祉事務所峡北支所	4			○	3	○	1
10	峡東保健福祉事務所	6	○	3	○	3		
11	峡南保健福祉事務所	11	○	9	○	2		
12	富士・東部保健福祉事務所	11	○	6			○	5
13	中央児童相談所	3	○	3				
14	都留児童相談所	2	○	2				
15	障害者相談所	1			○	1		
16	精神保健福祉センター	2			○	2		
17	建築住宅課住宅対策室	2	○	2				
18	高校改革・特別支援教育課	2			○	2		
合 計		89	13	48	9	20	6	21

情報連携の状況



情報連携未開始事務の今後の予定



(2) 情報連携による情報照会の状況等

平成29年7月の情報連携開始から11月末における他の地方公共団体等に対する情報照会の件数は、140件であった。

これは、利用事務に係る申請書の審査件数等からすると非常に少なく、利用事務として規定されながら情報連携の予定のない事務、国レベルで試行運用を延長している事務、本格運用を県レベルで保留している事務等があり、多くの事務において、従前の紙ベースによる事務処理が行われていることによる。

(3) 特定個人情報を取り扱う区域の管理状況

要領では、特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、措置を講じることとされている。

昨年度の監査において、7事務で措置が講じられていなかったが、今年度の監査では、要領に例示されている措置の他、所属内の配置状況に応じて、個人番号欄に目隠しシールを貼付した上で作業を行うなどの措置が講じられていた。

(延べ事務数)

要領に例示されている措置			要領に例示されていない措置				
間仕切り等の設置	往来が少ない場所へ端末設置	背後から画面が見えにくい場所へ端末設置	個人番号欄に目隠しシールを貼付	スクリーンセイバーの起動	人の少ない時間帯に作業	覗き見防止(端末画面にフィルター貼付)	その他
5	31	22	8	5	4	3	15

(4) 特定個人情報を含む書類の決裁の状況

通知では、「文書管理システムによる決裁に当たり、特定個人情報を含む文書を添付する必要がある場合は、『紙文書』として添付し、『紙決裁』又は『併用決裁』とする。その際には、起案に添付された特定個人情報の紛失等がないように、持ち回りでの決裁を行うなど、十分に注意する。」とされている。

昨年度の監査において、13事務で持ち回りによる決裁が行われていなかったが、今年度の監査では、特定個人情報を含む紙文書を添付しているすべての事務で、持ち回り決裁を行い、十分に注意が払われていた。

(5) 利用事務の取扱所属からの意見の概要

利用事務の取扱所属から、次のとおり意見・要望があった。

- ・情報連携業務の準備が全国的に不十分（一部連携未実施等）などところがあるにもかかわらず、本格運用が開始されている点が不安
- ・利用事務の所管所属からの通知や説明会が不十分
- ・制度の運用方法にあいまいな部分が多く、取扱いについて不透明な部分が多い。
- ・大量の書類を長期に保存（30年）しなければならない、情報漏えいの危険性が高いことへの不安

2 関係事務における特定個人情報の取扱いについて

(1) 事務取扱担当者等の明確化及び指定の状況

ガイドラインでは、「地方公共団体等は、個人番号及び特定個人情報（以下このガイドラインにおいて「特定個人情報等」という。）の取扱いを検討するに当たって、個人番号を取り扱う事務の範囲及び特定個人情報等の範囲を明確にした上で、特定

個人情報等を取り扱う職員（以下「事務取扱担当者」という。）を明確にしておく必要がある。」とされているが、次のとおり不適切な取扱いがあった。

- ・特定個人情報の範囲や事務取扱担当者の明確化に係る書類が作成されていなかった。 1 所属
- ・個人番号を取り扱う事務の範囲が明確に定められていなかった。 1 所属
- ・一部の事務について、事務取扱担当者が定められていなかった。 7 所属

（２）個人番号取得時の手続状況

① 利用目的の明示

山梨県個人情報保護条例第6条では、本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならないとされているが、すべての所属において、個人情報の取得に際して、その利用目的を明示していた。

② 本人確認・番号確認

番号利用法第16条では、本人から個人番号の提供を受けるときは、個人番号及びその者が個人番号で識別される本人であることを確認しなければならないとされていることから、審議会の委員等の源泉徴収に係る個人番号の取得に当たっては、利用目的を明示した書面に個人番号の記載を求め、確認事項を記録して手続を行っているが、次のとおり不適切な取扱いがあった。

- ・個人番号がその者に係るものであることを確認した書類が記録されていないものがあつた。 10 所属
- ・個人番号がその者に係るものであることを確認した年月日・確認者が記録されていないものがあつた。 12 所属

（３）特定個人情報管理簿の記録状況

要領では、保護責任者は、特定個人情報の提供や廃棄の状況等を記録した特定個人情報管理簿（以下「管理簿」という。）を整備することとされているが、次のとおり不適切な取扱いがあった。

- ・管理簿が整備されていなかった。 1 所属
- ・特定個人情報を取得したことが記録されていないものがあつた。 8 所属
- ・特定個人情報を他機関へ提供等したことが記録されていないものがあつた。 14 所属

（４）個人番号が記載された書類の保管状況

ガイドラインでは、特定個人情報を取り扱う書類等の盗難又は紛失等を防止するための措置として、施錠できるキャビネット、書庫又は必要に応じて耐火金庫等へ保管するとされているが、特定個人情報を含む決裁文書が、10 所属で施錠されずに保管されていた。

（５）一般の事務における特定個人情報の添付等

関係事務ではない一般の決裁文書には、特定個人情報が記載されている書類を添付してはならないが、5 所属で添付されていた。

(6) 関係事務の取扱所属からの意見の概要

関係事務の取扱所属から、次のとおり意見・要望があった。

- ・事務全体の取扱いが整理された統一的なマニュアルの作成
- ・系統だった事務フロー等の提示
- ・事務の取扱いについてのQ&Aの充実
- ・施錠可能な保管場所の確保

3 監査の結果に基づく意見

(1) 利用事務について

マイナンバー制度については、国において導入スケジュールの変更等を重ねながらも平成28年1月に利用が開始され、2年が経過した。

今回の監査において、事務処理の体制や特定個人情報の取扱いといった点については、要領等に基づき概ね適正に処理されており、情報管理についても問題は見受けられなかった。また、情報連携においては、ICカードとID・パスワードによるアクセス制御を行い、県が提供する特定個人情報のシステムへの登録作業についても、適切な安全管理措置のもと進められていた。

その一方で、マイナンバー制度では、各種手続の際に、マイナンバーを申請書等に記入することにより、住民票や課税証明書等の提出書類を省略することができるようになる点がメリットの1つとされているが、情報連携開始後においても、マイナンバー制度が十分に活用されておらず、従前の紙ベースによる事務処理が行われている実態が明らかとなった。

マイナンバーに係る制度所管所属及び利用事務の所管所属におかれては、制度の効果が最大限に発揮され、県民が十分にその恩恵を受けることができ、更に行政運営の効率化に資するよう、現場の事務担当者の考え方を踏まえて、課題・問題点等の正確な把握に努めるとともに、必要に応じて国との協議を行うなど、制度本来の運用に向けて精力的に取り組まれない。

また、平成30年1月末時点において、情報連携の本格運用が開始された事務に関する情報は、県のホームページに何も掲載されていない。県民にマイナンバー制度の活用を促し、提出書類の作成、添付等の負担軽減を図るためにも、マイナンバー制度に係る最新の情報については、県民に的確に周知を図られたい。

(2) 関係事務について

関係事務は、税務署、ハローワーク等の機関において事務処理に利用するマイナンバーを、給与支払者等として県が取得し、書面等により提出する事務であるが、今回の監査において、マイナンバーを取得しながら管理簿への記録が漏れている事案、厳重な保管を要する特定個人情報が施錠されずに保管されている事案、一般の決裁文書にマイナンバーが記載された書類の写しが添付されている事案が認められた。

各保護責任者におかれては、特定個人情報の紛失や漏えい等がないよう、特定個人情報の取扱状況を定期又は随時に確認し、適正な管理に努められたい。

また、平成28年度及び29年度に、職員ポータルによるマイナンバー制度の研修を実施しているが、人事異動により新たに給与事務等の担当者となった者の中に

は、関係事務に習熟していない者もいることから、年度当初に新任者を対象とした研修等を実施するなど、制度とその運用の周知に努められたい。

さらに、関係事務の運用については、制度が開始された当初に要領等が示され、その後、通知等により追加や変更が何度か加えられ、現在に至っている。このため、事務担当者にとって、事務全体の取扱いが分かりにくい状況となっていることから、マイナンバーに係る制度所管所属におかれては、取扱いを一体化して、系統だった事務フロー等の提示、マイナンバーの取扱いに関する分かり易いマニュアルの整備などを検討されたい。